

青森県DV被害者及び困難女性等支援調整会議議事録

日 時：令和6年9月11日（水）

10：00～11：30

場 所：青森県観光物産館アスパム6階岩木

（司会）

会議に入ります前に事前に配布しました資料の確認をします。

次第、出席者名簿、席図。

資料1 計画の概要についての資料

資料2 女性相談支援の対応状況

資料3－1 令和5年度取組に関する県・国事業編

資料3－2 が市町村編

資料3－3 が民間団体編となっています。

次に資料の4－1 医療関係者のための配偶者暴力対応被害者の手引きの改定についてはペーパーが1枚

そして資料4－2が手引きの本体の方です。

そして参考資料1、国と連携した広報啓発事業について。

そして最後が本会議の設置要綱となっております。

なお、参考資料1については本日差し替えがございますので、よろしく願いいたします。

資料の不足等がございましたら、お申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは時間前ではございますが、皆さんお揃いでございますので、ただ今から「令和6年度青森県DV被害者及び困難女性等支援調整会議」を開催いたします。

私、本日の司会を担当いたします、こどもみらい課子育て支援グループマネージャーの千葉と申します。よろしく願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、こどもみらい課長の和田から御挨拶申し上げます。

（和田課長）

こどもみらい課長の和田と申します。

令和6年度青森県DV被害者及び困難女性等支援調整会議の開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ御出席をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年5月に困難の問題を抱える女性への支援に関する法律が成立し、様々な問題に直面する女性への包括的な支援体制を構築するため、国が定める基本方針に則しまして、都道府県基本計画を策定することが義務付けられました。

このため県では、従来から定めている青森県DV防止被害者支援計画と一体的な計画として、令和6年3月に第1次青森県困難な問題を抱える女性支援計画及びDV防止被害者支援計画を策定し、本県におけるDV防止及び被害者の保護、ならびに困難な問題を抱える女性に対する支援を、適切かつ円滑に行うため、本会議を新たに設置したところです。

この会議の役割として、県の計画の進捗状況の評価及び計画の見直しに関する事項、DV被害者及び困難な問題を抱える女性への支援を、適切かつ円滑に行うための情報の交換等を行うこととしており、本日は県の計画に基づく令和6年度取組に関する説明のほか、県が平成24年度に作成しました「医療関係者のための配偶者からの暴力被害者対応の手引き」の改正案について、御意見を賜りたいと考えております。

委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。本日はよろしく申し上げます。

(司会)

続きまして、本会議初めての開催となりますので、委員の皆様を御紹介いたします。私の方から向かって、左側の方の委員の方から御紹介いたします。

まず、学校法人青森山田学園青森大学教授 船木昭夫委員です。

(船木委員)

船木です。よろしく申し上げます。

(司会)

青森県医師会副会長 富山月子委員です。

(富山委員)

富山でございます。よろしくお願ひいたします。

(司会)

青森県小学校長会副総務部長 石澤照英委員です。

(石澤委員)

石澤です。どうぞよろしく申し上げます。

(司会)

青森県中学校長会会長 近藤鉄也委員です。

(近藤委員)

近藤といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

NPO法人ウィメンズネット青森理事長 佐藤恵子委員です。

(佐藤委員)

よろしくお願いいたします。

(司会)

八戸市社会福祉事業団小菊荘寮長 源明委員です。

(源委員)

源でございます。お願いします。

(司会)

青森地方法務局人権擁護課課長 久保田徹委員です。

(久保田委員)

久保田と申します。よろしくお願いいたします。

(司会)

青森労働局職業安定課課長 南 士氏委員です。

(南委員)

南でございます。よろしくお願いいたします。

(司会)

青森市市民部人権男女共同参画課課長 中田真紀子委員です。

(中田委員)

中田でございます。よろしくお願いいたします。

(司会)

八戸市こども健康部こども家庭相談室室長 久保緑委員です。なお、本日久保委員は業務都合により欠席のため、副室長の寺沢敦子様にて代理で御出席いただいております。

(寺沢氏)

寺沢でございます。よろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、青森県警察本部人身安全対策課課長 佐々木弘樹委員です。なお、本日佐々木委員は、急遽業務都合のため欠席ということで、課長補佐の高田様に代理で御出席いただいております。

(高田氏)

今日代理で来ました課長補佐の高田といたします。よろしくお願いいたします。

(司会)

青森県女性相談支援センター所長 葛西広和委員です。

(葛西委員)

葛西です。よろしくお願いいたします。

(司会)

あおもり性暴力被害者支援センター 工藤美貴子委員です。

(工藤委員)

工藤と申します。よろしくお願いいたします。

(司会)

なお、本日青森県弁護士会 竹中孝委員、弘前市健康こども部こども家庭課 清野悟委員、青森県男女共同参画センター 高橋一枝委員におかれましては、欠席の御連絡をいただいておりますことを御報告いたします。

事務局の出席者につきましては、お手元の出席者名簿に記載のとおりでございますので、紹介を省略させていただきます。

それでは、次第に従いまして、組織会に移ります。始めに、議長を選任していただきます。青森県DV被害者及び困難女性等支援調整会議設置要綱第3条の規定により、議長の選出方法は委員の互選となっておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

よろしくお願いいたします。

(葛西委員)

船木委員に議長をお願いしたいと思います。

(司会)

ただ今、船木委員を議長に推薦するとの発言がございましたが、いかがでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

(司会)

異議がないようですので、議長は船木委員をお願いしたいと思います。船木委員は、議長席に移動をお願いいたします。

(船木議長)

ただ今選出をいただきました船木です。大変重要な会だと思っておりますし、皆様の御協力をお願いしながら、進行をさせていただきます。では、着座させていただきます。

(司会)

続きまして、副議長の選出に移ります。青森県DV被害者及び困難女性等支援調整会議設置要綱第3条の規定により、副議長の選出方法は委員の互選となっておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(船木議長)

それでは、私の方から選出をさせていただきます。NPO法人ウィメンズネットワーク青森の佐藤理事長をお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

(司会)

異議がないということですので、副議長は佐藤委員をお願いしたいと思います。佐藤委員、よろしくをお願いいたします。

それでは、次第に従いまして、議事に移ります。青森県DV被害者及び困難女性等支援調整会議設置要綱第5条の1により、ここからは議長である船木委員に議事進行をお願いいたします。

それでは、船木議長よろしくをお願いいたします。

(船木議長)

それでは、議事進行をさせていただきます。

では次第に従いまして、議題の（１）「第１次困難な問題を抱える女性支援計画及びDV防止・被害者支援計画」の概要及び青森県における女性相談支援等の対応状況についてということです。事務局から、説明、報告をお願いいたします。

（事務局）

こどもみらい課の岩谷といいます。よろしくお願いいたします。

お手元に資料１と資料２を御用意いただければと思います。

まず資料１からの説明になります。本計画の概要についてです。これは昨年度までこの前身の会議で、意見をいただきながら計画を策定したところでありまして。今回、新たな会議ということですので、改めて概要を説明させていただきたいと思っております。

まず、先ほど課長の挨拶にありまして、令和６年３月にこの計画を策定してございます。左側の１の（１）にありますとおり、「DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等が、安心して暮らすことができる社会の実現」を目指すものになります。

計画の位置付けとしましては、新法であります「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」、そして「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、２つの法律に基づく県の基本計画となっております。計画期間は、令和６年度から令和１０年度までの５年間となります。

右側に移りまして、課題です。課題は大きく５つございます。

１つ目は市町村計画の策定を進めるということ。

２つ目は市町村における相談支援体制の構築、こちらは女性相談支援員の配置を促すということが必要であります。

３つ目は、相談窓口の周知ということで、県全体として周知を図る必要があるということ。

４つ目は一時保護等の実施

そして最後に民間団体との連携が必要になってございます。

基本理念、基本目標につきましては、次のページを御覧ください。

上の表にありますとおり、基本目標は２つあります。

１つ目は包括的かつ継続的な支援

２つ目の目標は機関の体制強化及び連携の充実となっております。

１つ目の目標に対しては、施策の方向性が９本ありまして、それぞれ取組内容が記載されております。

また、２つ目の基本目標につきましては、３本の施策の方向性に対するそれぞれの連携のあり方について、取組内容が記載してございます。

続きまして、下の方にあります、この計画に関する数値目標を掲載してございます。目標としては、項目として７つございます。

１つ目は市町村におけるこの女性支援基本計画の策定、こちらを増やすということにな

っております。現状値としては、策定状況はまだ0ということになっておりますが、令和6年度内に2市が策定予定と聞いております。今後の取組の方向性としましては、2市の計画の概要等を県内の市町村に周知するなど、働きかけていきたいと考えております。

2つ目はDV基本計画策定の市町村の数を増やすということで、現状は39市町村が策定状況です。方向性としましては、引き続き未策定自治体に働きかけるとしておりますが、未策定自治体に状況を確認したところ令和6年度内に策定すると聞いております。

3つ目は女性相談支援員設置市町村数を増やすということで、現状値は6市となっております。今年度に十和田市1市が増えております。取組の方向性としましては、全国の配置状況が51.2%とありまして、そのうち兼務が47%という状況であります。色々な配置の仕方がございますので、そういった国の状況、県の状況について市町村に周知するなど、推進していきたいと考えております。

右側5ページ目になります。

配偶者暴力支援センターの設置市町村数、こちらは現在2市ということで県内の市部に対して、周知をしていきたいと考えております。

5つ目、困難女性に関する相談窓口の周知ということで、今後の方向性としまして、カードやリーフレットを配布するとしております。

6つ目、一時保護委託施設の拡充ということで、こういったところの地域に必要なものを整理していきたいと考えております。

7つ目、支援調整会議の設置市町村数、こちらは現在0ですが、令和7年度以降に設置したいと答えているのが2市町ございます。この会議のあり方について、情報提供を進めたいと考えております。

続いて6ページ目、進行管理と評価についてです。

今後はこのあと説明します資料3-1から3-3のように、各年度の実施計画について関連事業を取りまとめて記載していきたいと思っております。また、令和7年度以降は前年度に設定した目標や、達成状況を記載していきたいと考えております。これら記載した状況については、本会議で評価をしまして、最終的には県のホームページで公表していきたいと考えています。

続きまして、資料2を御覧ください。

女性相談支援の対応状況ということで、令和5年度の実績を取りまとめた資料になってございます。3ページ目を御覧ください。

まず、配偶者暴力相談支援センターの相談対応件数の推移になります。令和5年度が昨年度よりも150件以上増えまして、1,563件と過去最多となっております。内訳は青森市が50件以上、そして八戸市が100件弱増加している状況です。

続いて、女性相談支援センターの一時保護の状況です。令和5年度は、入所者数は20名、1人当たりの平均入所日数が34日と過去5年で最も長い状況でございました。一時保護の主な入所理由は、最も多いのが「夫からの暴力」次いで、「人身取引」となっております。

続いて、5ページ目を御覧ください。一時保護の状況です。

一時保護に至った経路は、例年と同様、警察関係からが最も多い状況になっており、対処状況は自宅帰郷ということが多い状況になっております。

6ページ目は、女性相談支援センターにおける相談対応件数が、御覧のとおりとなっており、令和5年度は1,000件以上ということになっております。

続いて、7ページ目を御覧ください。

こちらは女性相談支援センターの相談内容別件数となっております。例年と同様に、医療関係が最も多く498件、次いで人間関係、夫に関することが224件という状況になってございます。

続いて8ページ目、女性等相談支援員による相談受付件数、令和5年度は793件という状況になっております。

続いて9ページ、女性等相談支援員における相談内容別件数です。こちらは例年と同様ではございますが、人間関係、夫に関することが最も多い状況となっております。

そして10ページ目です。県全体における相談者、年齢別内訳です。

令和5年度を見ていただきますと、60歳代が488件、そして次いで50歳代が292件、40歳代が278件となっており、若年層の相談が少ないという状況は依然変わらない状況になっております。

続いて11ページ目を御覧ください。

こちらは、県民活躍推進課の調べによります、あおもり性暴力被害者支援センターにおける、性暴力被害相談件数等の推移になってございます。これまでは400件から500件で推移していたものが、令和5年度は昨年度の約1.8倍の784件となっております。

最後、民間団体によるDV相談対応件数ということで、ウイメンズネット青森さんの対応状況についても掲載させていただきました。

私からの説明は以上になります。

(船木議長)

ありがとうございます。ただ今事務局からの報告、説明がございました。皆様から御意見、御質問をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、富山委員。

(富山委員)

8ページですけれども、女性相談支援センターにおける相談内容別件数で、医療関係が一番多いということですが、実際はこれどういう内容なんでしょうか。望まぬ妊娠とかそういうものでしょうか。

(船木議長)

事務局、センターからの方でよろしいでしょうか。じゃあ葛西委員お願いします。

(葛西委員)

これは、相談者の精神的問題に起因する生活上の悩みということです。

(富山委員)

精神科関係のものが多いですか。

(葛西委員)

そうです。

(富山委員)

分かりました。ありがとうございます。

(船木議長)

よろしいでしょうか。その他ございませんでしょうか。

それでは、続いて議題の(2)に移りたいと思います。「第1次困難な問題を抱える女性支援計画及びDV防止・被害者支援計画」に係る今後の取組について、資料の3-1、3-2、3-3に基づいて委員の皆様から、御説明をいただきたいと思います。

それでは、資料の3-1は県と国の取組、資料3-2は市町村の取組、資料3-3は民間団体の取組をまとめたものです。これから皆様の事業の説明を、1団体2分程度で申し訳ございませんが、お願いをしたいと思います。

それでは1番目にこどもみらい課からお願いいたします。

(事務局)

資料3-1を御覧ください。

めくっていただきまして、まず全体を御覧いただければと思います。こちらが各施策の方向性と取組に対する県と国の事業についてを掲載した一覧表になります。これを踏まえて、こどもみらい課からは3点御説明させていただきます。

まず、7ページを御覧ください。

1番上にあります、DV防止広報事業になります。

先ほどの目標のところでも御説明しましたが、今年度はカードを2万枚と、リーフレットを3,000枚配布させていただきたいと思っております。今回新法ができて、女性相談所から女性相談支援センターに名称が変わりました。そういうことも踏まえて改めて周知を徹底したいと思ひまして、カードを多く作って、市町村や公共機関、大学、それから娯楽施設にも配布できないかを検討しているところであります。また、こういったカードを手に取

りやすいように、女性トイレや化粧室に置けるように工夫していきたいと考えております。

続いて、このページの下の方にあります、あおり女性支援総合案内サイト運営事業になります。

こちらは女性に関する相談や窓口を一覧にしたサイトがございまして、令和5年度までは県民活躍推進課、旧青少年・男女共同参画課で作成していたサイトになります。今年から女性支援法ができましたので、こどもみらい課で実施していくことで整理させていただきました。このサイトの情報を更新しまして、さらに周知を図っていききたいと考えています。

続きまして、14ページを御覧ください。

上から3段目、4段目、5段目です。市町村に対する計画の策定要請、それから女性相談支援員設置の要請のところになっております。

市町村での取組というのが、努力義務になっておりますので、県の方から積極的に働きかけていきたいという内容を記載しております。具体的には、国の方から色々な周知や通知があるんですけども、非常にボリュームも多くて、読み解くのも大変ですので実際女性相談支援員をどのように配置するかですとか、どういった計画の策定が必要かというところを、市町村にピンポイントで説明するような場を、現在検討しているところでございます。そういったように、積極的に県の方から働きかけていきたいと考えております。以上です。

(船木議長)

ありがとうございます。2つ目の説明後、皆さんの御質問、意見をお願いしたいと思えますがよろしいでしょうか。では2番目に、警察本部人身安全対策課の方からお願いいたします。

(高田氏(県警佐々木氏代理出席))

警察本部からです。資料3-1の8ページですね。8ページ上から3番目と、1番下です。あと、9ページの1番下になります。

「県民に対するDV講話の実施」、「女性に対する暴力をなくす運動」への積極的な取組、「県民に対するDV講話の実施(再掲)」なんですけども、このような対策をしております。

講話の実施というのは、関係機関等と連携して、県民対象のDV関係の講話の実施する予定であるほか、生活安全企画課の方で犯罪抑止対策っていうのがありまして、そちらの方で施策ということでやっておりまして、こちらは前兆事案、声掛けとか子どもと女性を被害から守るという取組をしておりますので、そちらの方で高校とか大学とかに行って、安全講習会を実施しています。

各警察署の方でも独自にやったりもしております、先般大学の方で加害者にもならないためと、被害者になりやすいっていうことの2つの意味合いで講話もやっております。

あとは部内のことになりますが、警察官含めて担当職員を対象に、教養実習をして、DVの被害対策について、対応能力の向上ということを実施しております。

また、設備の拡充としては、全てにおいての被害者、相談者に対して貸出することは不可能なんですけども、現在やっておりますのは緊急通報装置というココセコムというんですけども、これ5台設置しております、必要な場合においては貸出しております。あとは、保安カメラの設置とか、ウェアラブルカメラってドライブレコーダーとかもあるんですけども、車載とか防犯じゃなく秘匿で映り込みさせているような、捜査の面でも使えるようなものでもあるんですけども、予算の限りはありますが、ゆくゆくは拡充していきたい方向で進んでおります。

13 ページです。1 警務課の方では「性犯罪・性暴力被害のためのワンストップ支援センター」業務委託事業」を警察本部の警務課性犯罪被害支援室の方で対応しています。被害者や家族からの相談に応じて必要な支援を講じ続けていくとして、センターを設置して関係機関へ連絡して協力しながらやっていくと。これ引き続きやらせていただくということとなっております。

警察本部からは以上でございます。

(船木議長)

はい、ありがとうございます。

それでは、続きまして女性相談支援センターからお願いいたします。

(葛西委員)

女性相談支援センターです。13 ページを御覧いただきたいと思います。

13 ページの1 番下、「警察との連携（不審者対策実技訓練）による職員の安全確保」です。

実際に、過去に当所にDV加害者の押しかけ事案が発生したということもありまして、毎年度秋に県警本部さんの協力を得まして、職員の実技訓練と護身術の訓練を実施しております。

実技訓練の方では、現職の警察官がDV加害者役となりまして、迫真の演技で事務所に押しかけまして、職員に対して大声で怒鳴る、無理な要望を押し付けるなどして、職員が非常通報装置を押して、警察官が臨場するまでの間の対応を訓練するものとなっております。職員が言葉に詰まってしまうくらいの迫力です。併せて行う護身術訓練は、手や腕を掴まれた時の離脱の技、さすまたの使用方法などを職員と一緒に実演しております。

続いて15 ページ、1 番下の「一時保護終了時の関係機関との連携支援」です。

一時保護所の入所者が退所するときには、その人の対応が宙に浮かないように、支援が途切れないように、また困ったときに相談できるようにあらかじめ警察、市町村の担当課、各DVセンター、障害者の相談支援事業所、福祉施設、病院など必ずどこかに繋ぎをつけた上で退所させております。新しい法律が施行されましたので、今後ますます重要になってくるものと思われまます。

女性相談支援センターからは以上です。

(船木議長)

ありがとうございます。続きまして、青森地方法務局からお願いいたします。

(久保田委員)

はい、青森地方法務局です。7ページの上から3番目ですが、人権啓発ビデオの整備・貸出、講演・講座実施ということで、記載のとおりではあるんですけども、人権問題に関するDVDを多数用意しておりまして、随時貸出なども行っておりまして、講演・講座などの依頼があればそちらにも講演・講座の方にも行っています。

次、8ページですが、8ページの上から2番目の青少年に対するデートDV予防啓発ということで、こちらは主に人権擁護委員という方々が中心となって、学校等において、学校というのは高校、大学がほとんどなんですけども、そこでDVDを上映したり、そのDVDの感想を聞いたりして、人権尊重の意識を高めていくというようなことをやっております。

12ページの上から2番目の女性の人権ホットラインということで、こちらの法務局の方に女性の人権のホットラインを、専用の電話番号がございまして、その電話番号で電話相談を受けておりまして、DVなどの女性の人権に関する相談に応じております。

また強化週間ということで、今年が11月13日から19日、1週間になりまして土日も含みまして、時間が通常の8時半から17時15分までのところを、8時半から19時まで、土日については10時から17時までということで、相談を受ける強化週間というのを設定しております。こちらで女性を巡る様々な人権問題に関する相談に応じて、もしもそこに人権侵害の疑いを認知した場合には、人権侵犯事件として調査、救済活動を行うというような活動をしております。

法務局からは以上となります。

(船木議長)

はい、ありがとうございます。続きまして、青森労働局からお願いをいたします。

(南委員)

はい。私どもの資料、19ページの中段にあります、自立支援の中での就職促進、また就労支援といった内容で支援をさせていただいております。

私どもの第一線機関であるハローワークで、具体的に支援をさせていただいているわけですが、一般的には求職者、仕事を求める方々に対して求人情報の提供であったり、また職相談・職業紹介といったところを行っているのですが、DV被害者等々の方々についてはその背景であったり、また継続した支援ができるように、相談する担当者が継続して相談できるように担当者制という形を敷いて、出来る限り同じ担当者が継続した相談をするように取り組んでおります。

また、再就職に資する技術であったり、知識、これらを習得するといった目的で公共職業訓練の受講斡旋、また求職者支援訓練の支援指示、これは雇用保険を受給できている方、受給者の方であれば公共職業訓練になりますが、雇用保険を受給できない方、資格のない方については求職者支援訓練ということで、双方カバーをしているところです。

また被害者の方であって、20歳未満の子どもを養育している方については、助成金制度ということで雇い入れた会社、事業主の方々に対する助成金の支給といった面で支援をしているということになります。

私から以上です。

(船木議長)

はい、ありがとうございます。続きまして、青森市からお願いいたします。

(中田委員)

青森市からは資料3-2の5ページ、中段のところですね。「困りごとのある女性へ向けた相談窓口周知用カード作成、配布」というところになります。これまでは青森市にもDV相談支援センターございますので、DV相談に関する窓口周知のカードというものを作成いたしまして、庁舎、庁内の関係各課の窓口でありますとか、庁舎内の女性トイレの個室の方に設置しておりましたが、今般、新しい法律の施行に伴いまして、様々なお困りごとに対応できる相談窓口の周知用カードというものを作成して、配布してございます。

庁舎の女性用トイレからお持ち帰りいただいている枚数というのが、だいたい月60枚から70枚程度お持ち帰りいただいております、こちらの方QRコード等もついておまして、検索すると市のホームページに載せている相談窓口、様々な相談窓口、お金ですとか子育て、心、DVなどの各分野の相談窓口を検索するようなことができるような、カードとなっております。

実際にそこからホームページをどれだけ見たかというところも追跡まではホームページの仕様でちょっとできないんですけども、毎月ある程度の枚数は持ち帰られているということから、やはりそういったお悩みごとを抱えて、どこかに頼れるところを探しているという方が非常に多いということが、読み取れるかなと思っております。こちらについては引き続き継続して実施して参りたいと思っております。

続きまして、16ページです。

16ページの下、「青森市DV相談支援センター運営事業」でございまして、こちらは、青森市のDV相談支援センターの対応でございまして、DV被害者からの相談を受けるほか、庁内関係各課と連携しましてワンストップ支援を行っております。

また、その方の状況に応じまして県の女性相談支援センター、警察、ウィメンズネットあおもり様とも連携しながら支援を行っております。

こちらのDVセンターのほか、青森市の指定管理者であります、青森男女共同参画プラザ

カダールの方でも、DVを含む様々な悩みの相談対応しております、こちらは女性相談、男性相談を行っております。参考までに令和5年度の相談件数は、女性相談が延べ187件、男性相談が延べ34件というふうになっております。

令和6年度につきましては、ちょっと資料に記載はしてなかったんですが、青森市の方で毎年度人権に関するセミナーというのを開催しております、今年度は法律の施行を踏まえまして、女性の支援はどう変わるということをテーマにして、11月の18日にアウガでセミナーを開催する予定となっております。こちらの方には、県こどもみらい課様、ウィメンズネットあおもり様にも御協力いただきまして御講演等を開催する予定です。

その他民間団体とか様々な支援を行っているところとネットワークづくりを推進するというのは重要なことと思っております、第2部の方では実際に就労支援でありますとか、住まい探しの支援を行っている活動をされている団体様から、活動の内容を紹介していただいたり、事例提供していただいたりということで実際に様々な女性支援に携わる方たちのネットワークづくりもしていければと考えております。

以上でございます。

(船木議長)

はい、ありがとうございます。大きなイベントの御紹介をいただきました。ありがとうございます。各委員のところにも御案内がいくかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいというところです。

続きまして、八戸市をお願いいたします。

(寺沢氏(八戸市久保委員代理出席))

はい、八戸市から2点御報告させていただきます。1つ目は資料3-2、6ページに記載の「DV防止広報事業」でございますが、事業内容に記載のありますとおり、広報誌「広報はちのへ」及び男女共同参画社会を考える情報誌への広報記事の掲載のほか、多くの市民の方への周知、普及啓発を図るため、LINE、X、Facebook等のSNSを活用した周知等も行っております。その他市内ショッピングセンターでの八戸警察署様との合同による啓発活動や、女性に対する暴力をなくす運動期間中においては、市総合保健センターにおいてパープルライトアップに取り組む予定になっておりまして、DV防止の普及啓発及び相談窓口の周知等に努めております。

2つ目でございますが、42ページに記載の「庁内関係課連絡会議」でございます。

例年こちらの会議ですと、保健教育、福祉等の関係課が集まりまして、情報共有し、被害者からの相談に対する保護や自立支援等を円滑に進めることを目的として、毎年開催しております。今年度におきましては、当市の現行のDV防止計画の計画期間が令和6年度末をもって終了いたしますことから、新たなDV防止計画を策定する必要がございます、また女性支援法において基本計画を定めることが、市の努力義務とされたことから困難な問題

を抱える女性への支援のための計画と一体的な計画として策定するため、本会議において関係課から意見を聴取するなど、事務を進めているところです。

また、計画策定に当たっては庁内関係課連絡会議のほか、関係機関の皆様との協議を重ね、意見を反映させながら今年度末までに計画を策定し、積極的に普及啓発を行って参りたいと考えております。

以上でございます。

(船木議長)

ありがとうございます。続きまして、ウィメンズネットあおもりからお願いいたします。

(佐藤委員)

それでは、資料3-3を御覧いただきたいと思います。

私どもが取り組んだ事業は、「ハートフル・コミュニケーション推進事業」ということで、青森県内の中学校または高等学校から申し込みを受け、ハートフルセミナー、デートDV防止講座も一緒ですが、実施する計画をもっています。すでに1校実施しました。今後もう少し働きかけを強めて何校か実施したいと考えております。

それから、DV・離婚相談ということで、DV被害女性を対象にした電話・面接・メール相談を実施します。必要に応じて警察・弁護士事務所等に同行します。それから女性がDVや離婚など様々な悩みについて、参加者同士で話し合う場として、「ほっとタイム」を設けております。今年度も開催しております。

あと3ページ目ですけれども、職務関係者の資質向上ということで当会会員対象の学習会を開催しております。それから関係機関、団体等のDV講座、研修会等に講師を派遣しております。さらに、関係機関との連携促進ということで、こどもみらい課及び関係機関が主催する会議等に参加しております。

以上です。

(船木議長)

ありがとうございます。今の御報告をお受けいたしました資料3-1、3-2、3-3と県内の状況等も含めての資料が提出をされておりますので今の報告と合わせて、もし御意見、御質問ございましたらお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

じゃあ佐藤委員お願いします。

(佐藤委員)

すみません、ちょっと質問させていただきたいと思いますが、資料3-1に関してですけれども。

最初に計画の体系、困難女性計画関連事業一覧ということでお示しいただいていました

けど、その中の施策の方向性3の相談支援体制の充実のところの(1)の、民間団体や地方公共団体による居場所づくりということで、この点についてはこの報告の中に記載されていないと思うのですが、これまでの実施計画と実施状況をまとめたスタイルと違ってしますので、こういうそれぞれの施策と、その中に設けられている各事業についてどうなっているのか、どうするのかどうなっているかっていうことが一目で見えないんですよね。

今回のまとめ方では、すでに取り組んでいる事業についてそれぞれの機関っていうのでまとめられていますよね。ですから今、私が申し上げたところの具体的施策ってというのは、現在ないというふうに理解すれば良いのか、ちょっとそのあたりよくわからないんですよね。

それとあともう1つ。施策の方向性の8の自立支援に関しても、ソーシャルワークの実践というところで、ここも事業がないですよね。今、御報告いただいたのは、この一覧の中で各事業としてあるものだけですよ。ですからないものについて今後どう考えていらっしゃるのか、今現状どうなのかっていうことの御報告いただく必要があるのではないかと思います。

(船木議長)

事務局よろしいでしょうか。

(事務局)

今回まとめた施策の体系は、困難女性のこの新しい体系に振り分けたことになります。中には、たしかに事業として埋まっていないものもありますので、やっている事業については実施していく、やっていない事業については、引き続き検討が必要だと考えているところではございます。

(佐藤委員)

わかりましたけれども、検討が必要だということと、実際に検討するっていうことと、イコールでよろしいんですか。

(事務局)

はい。計画にも検討していくということで記載はしておりますので、実際に検討はしていくことになります。

(佐藤委員)

よろしく申し上げます。

それとすみません、もう1点。そのことと直接はないんですが、今、私ども民間団体ということで報告させていただきましたけれども、先ほど青森市の御報告もありましたけれど

も、DV被害者支援の民間団体っていうのも、私ども以外にも県内にも存在すると思いますし、公にしているかどうかは別ですけれどもね。活動の内容からあまり公にしてないかもしれませんが。

あと特に、困難女性ということでもっと支援の幅が広がりましたので、たくさんの支援、民間団体、支援団体があると思うんですね。それをやはり市もそうですけど、県として把握していただいて、それをネットワーク化するといいますか。支援の窓口を周知するというのも大事なんですけども、そういうような実際支援を行っている団体のネットワークと連携ですよ、それを進めていくのも大変重要だと思いますので、その点についても御検討いただければと思います。

(船木議長)

はい、ありがとうございます。

県の方では1つの例をとると、相談窓口ネットワークということで一覧表を作成して、周知、啓発に努めているものもございますし、もし特化するものとしては困難女性等を含めた相談窓口の一覧とか、検討していただくということも1つの方法かと思います。

私の方から申し訳ないですが、質問させていただいてよろしいでしょうか。

市町村の5ページ目の青森市の、「中学生及び教職員に対するデートDV予防啓発」ということで、中学生対象の出前講座が19回、保護者対象が19回、教職員対象の研修全19校というところですが、青森市は中学校は何件でしょうか。全19っていうのが全部なんでしょうか。もしわからなければ、数としてかなりの数であるのと同時に、今、ウィメンズネットの方も中学校の出前講座を行っているというところがありまして、このところがいわゆる一緒にただ単に両方を行っているということよりも、情報共有しながら行っているかどうかも含めてお伺いしたいのが1つ。

それと合わせて中学校や高校、大学もそうですが授業の時間内に何かをやるということは非常に大変な時間のとり方でございますけども、それでもしよければ中学校の方から、ちょっと御意見お聞きしたいなと思っています。

先にちょっと青森市とウィメンズの方から出前講座に関してお聞きしてよろしいですか。

(中田委員)

申し訳ございません。こちらの方の所管が別課になっておりまして、ちょっと詳細までは確認してはいなかったのですが、県の方で実施しているハートフルセミナーの事業については、教育委員会の方でも把握しています。

こちらの出前講座については、例えば市の保健部の方でやっている思春期教室だとか、そういうところを活用したり、別の出前講座を活用したりということで実施しているのかなというのが、ちょっと推測ですが考えます。

(船木議長)

はい、ありがとうございます。

(近藤委員)

はい、そうしますと中学校の方から。青森市の中学校数、19 ですので、目標値においてのこれ全てを指します。

タイトルがどういう形かなど色々あるんです。今おっしゃってもらったように、思春期教室であったりとか、あと薬物の乱用防止教室であったりとか、そういったものも合わせて行われている中ですので、まず基本的には薬物乱用防止教室っていうの必ず1回、年に1回はあります。それは対象が生徒であったり、保護者であったり、地域の方であったりとかっていうふうにして、行われているということです。デートDVっていうのもその中にも含まれた言葉として出てきているので、実質的にはタイトルが思春期教室であっても、このデートDVに関わることが含まれていますし、ですから目標値が19回、19校と書いていますけど、実際にはクリアできているんじゃないかなと思っております。

(船木議長)

ありがとうございます。全校を対象にして行っていると。それと思春期教室や薬物防止の教室等含めて開催しているところ、効果的に行っているのかなというふうに思いますので。

実は私も思春期教室や薬物乱用防止教室を担当させていただいているところもありますけれども、そういう面では全体で情報共有しながら効果的にといいますか、単発的な催しでなくて様々そういうような効果的な検討も必要かなと思ひまして、質問させていただきました。そういう面では青森市は19校も中学校全部に実施をしていて、今後も質的な内容も含めてお願いをしたいと思ひます。

その他ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

その他実施状況に関して、取組に関しては、県内色んな市町村や団体等含めて、県レベルの各方面、各課での取組もございますので、今後これらを参考に情報共有しながら進めていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、議題の(3)「医療関係者のための配偶者からの暴力被害者対応の手引き」の改定案について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、資料4-1と資料4-2を御覧ください。まず資料4-1です。

この「医療関係者のための配偶者からの暴力被害者対応の手引き」につきましては、平成24年3月に作成したところでございます。

今回、改定に至った経緯ですけれども、DV防止法が一部改正されまして、接近禁止命令の発令要件の拡大ですとか、保護命令制度の拡充も図られました。さらに、新法ができまし

て関係機関と緊密な連携を一層図ることが求められたところです。これを踏まえて今回改定をしたいと考えております。

改定のポイントとしては、医療機関におけるDV被害者の対応の流れをフローチャートとして整理しまして、概要版を作成したところになります。それから関係機関の役割を追記したというところと、通報先と相談窓口というところを分けて整理してございます。

さらに、それぞれの法律、根拠となる法律についての内容も追記しているところです。

今後の流れとしましては、本会議の委員の皆様から意見をいただきまして、それを整理して、県医師会の方に情報提供した後に、医療関係機関等に通知をさせていただきたいと思っております。年度内の作成を目指しているところです。

裏面を御覧ください。手引きの新旧を掲載しております。具体的には資料4-2の方で御説明いたします。

資料4-2を御覧ください。

この最初の方にありますところが、概要版のところになります。早見表というところで、この最初の1ページを見ていただいて、医療機関の関係者の皆様がどういった対応をするのかというのが、チャートで示しているところになります。問診ではどういうポイントが必要なのか、そのあと診察の中でどういったアセスメントをしていくのか、そして記録と書類についての作成のポイントを掲載してございます。

それから、被害者の意思確認をしまして、通報するのか、それとも通報の同意がなければ情報提供をしていくという流れになりますので、そういった流れを記載しております。

また、裏面を見ていただきますと通報先の一覧、DV相談窓口の一覧を掲載しております。医療関係者の皆さんがこの裏面をコピーして、相談した方に配るというようなことを想定して、この1枚でなんとなく流れが見えるようにしたというところが、工夫した点でございます。

具体的ところが手引きの方に記載してございます。1ページめくっていただきますと、朱書きにしているところが平成24年から文書を変えたところになっております。めくっていただいて5ページ目を御覧ください。

こちらがチャートのところになっておりまして、問診や診察、治療、評価の具体的なポイントについてを、6ページ以降から掲載してございます。

11ページを御覧ください。

関係機関とその役割というところで、どういった関係機関が具体的な役割を担っているのかを図にしたものになっております。それを踏まえて、12ページ以降は関係機関への具体的な役割を掲載しております。女性相談支援センターは、新法に基づく設置になりましたことから、少し具体的に掲載しているところです。

続いて、15ページ、16ページを御覧ください。

新しく法律、DV法が改正になりましたので、そちらの部分の掲載、特に医療関係者が通報する根拠を抜粋して、掲載してございます。そして下段の配偶者からの暴力の防止及び被

被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針について、通報の必要性ですとか、被害者の医師との関係、それから被害者に対する情報提供をどうするかが、この基本的な方針に定められておりますので、そちらを抜粋して掲載したところになります。

さらに17ページを御覧ください。

困難女性支援法の連携の部分抜粋して掲載してございます。

18ページになりますと、保護命令制度が拡充されましたので、そこを具体的に掲載しております。

それから21ページが全体のDV被害者の支援の流れということで、こちらをチャートで見える化したところになります。以上見直したポイント等について、委員の皆様から意見をいただきたいと思っております。以上です。

(船木議長)

ありがとうございます。

ただ今口頭で説明をいただきました。この医療関係者のための配偶者からの暴力被害者対応の手引きということで御説明ですが、まず最初に医師会の富山先生の方から、何かこれらに関して御意見等いただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

(富山委員)

非常にわかりやすくよくできていると思います。最終的にまとめていきましたら、医師会を通じて医師会に配っていきますが、医師会と関係ないところが実は公立病院なんですね。そちらの方には地方自治体の方からなんとかお願いします。だいたいはその救急外来に行つて、何かその暴力だと何か具合が悪いということもあると思いますので、地方自治体の方にも周知をお願いいたします。

(船木議長)

はい、ありがとうございます。自治体病院の関係は、県の方からということでよろしいでしょうか。

フローチャートを作って、ひと目でわかるような作りをしていただいたら大変わかりやすいというふうに思います。ただ単に手引きを配布するだけでは、中身をきちんとつていうか、失礼ですがなかなかここまで医療現場の先生方含めて、大変かというふうに思います。まず、フローチャートを見ていただいて、次に手引きを見ていただくという仕組みとしては、わかりやすいと思います。それと同時にこれらをただ単にお医者さんだけではなくて、医療機関全体の窓口から含めて知っていただくことが必要かと。手引きの中に医師をはじめ看護士さんやソーシャルワーカー、保健師さんを含めてにしておりますので、その面でもわかりやすさがあるというふうには思います。

先ほどの報告の中ですが、いわゆる相談窓口ということを含めて考えますと、今、大学に

私おりますけども、大学では学生相談、特別支援センターあたりは必置になっております。私立大学も必置になりましたので、各大学では学生相談、特別支援センターという形で行っておりますので、実際にそのところがいわゆるストーカー行為に悩んでいる女性の方とか含めて、色々相談があったりしますし、そういう面では各大学のそういう相談窓口、それから保健室では保健師さんを配置をしておりますし、そういう面でもこれらの手引きの配付をお願いしたい。そのところは当然高校や中学校、小学校の保健師さんも含めて、御理解いただいた方がよろしいのかなと。

その他皆さんの中からこれに。はい、佐藤委員お願いします。

(佐藤委員)

すみません、2つほど意見と提案をしたいと思います。

まず、医療機関からのDVセンター、例えば警察とか児相ですけれども、等への通報っていうのは実際どの程度あるのかということは、何か把握されているのでしょうか。先ほどの相談件数の現状のところ、御報告がありましたけれど、女性相談支援センターあるいは女性相談支援員の方への相談の中を見て、医療関係がとても多かったですよね。

ですからやはり、精神、特に実際のケガとか何とかというよりも、精神状態に関しての不安を抱えていて、相談されるっていう方が多いと思うんですが、それらを医療機関で把握されている可能性はあると思うんですね。それが実際の通報とか、そういう機関をとおして被害にあっている方が繋がったっていうケースがどれくらいあるかっていうのを、何らかの形で把握できないかなというふうに思います。実際、私どもの会では私どもの会員でも入れる、精神科の先生、女性の先生をとおして、チラシを見たということでお電話くださる方結構いらっしゃるんですね。ですから実際病院をとおしてDV被害者の方が支援に繋がるっていうことは、もう少し見える形にしてもよろしいのではないかと思います。

あと、資料の4-2ですね。概要版ですが、医療機関の問診のところDVが疑われる所見・症状があるという中で、これ全部身体的暴力ですよ。そうではなくて、今それこそDV防止法も改正されて、保護命令の範囲が広まったのは、精神的暴力を加えるということですので、精神的暴力が今実際一番多いんですよ。さっきも言いました医療機関の受診も、外科もあるかもしれませんが、鬱とか不安とか要するに日々DVに追われて、とてもつらい状況にいる方が心身症状を訴えて受診されるっていう方が多いと思うんですね。ですからここに疑われる所見・症状の中に精神的暴力による心身の傷病についても記載していただきたいなと思います。そうするともっと広がるとは思いますし、そのどれくらいの程度にするかということは検討していただきたいと思いますが、それぜひ入れていただきたいなと思います。

(船木議長)

はい、ありがとうございます。今佐藤委員のお話にあったように、1つはやはり精神上的部分が、精神的なDVをどのように判断するかということの難しさが、一般病院であれば大変かと思いますが、ただここにあるような身体的なことに加え精神的な部分のDVがどのようになっているか。やはり実際問題としては、なかなか目に見えるものを出さない、隠してしまうDVというの、数多くあると思います。そういうものを含めても、疑いがあるとすれば医療機関が他の医療機関との連携や、含めて行っていただくということも可能かと思えますので、その面もやはり御提案ありましたように、少しプラスしていただいた方がよりわかりやすいのではないかと。よくあるのは、「あなたの気持ちの問題でしょ」なんていうので、そこで決着をされてしまうと、問題が隠れてしまうと、また大きな問題に発展していく可能性もあるということも含めて、やはり医療機関に行くということ自体が、大変な状況ということであり、受け止めていただくことが1つかと思います。

もう1つは、私も精神科で仕事させていただいてきましたので、知っておりますが、その暴力自体を当事者や、加害者自身がいわゆる相手との人間関係を凝固にするというか、そういう部分でお互いが暴力を容認してしまう部分というのがあつたりします。そういう面では、当事者だけではなくて、客観的にどのようにあるのかということも含めた、情報収集をしながら、判断していくことが当然必要かと思えますので、そういう部分はやはり医療機関だったり相談窓口のところでの対応が必要です。そこでは医療機関がお医者さんを中心に関係スタッフで検討いただくという形のシステムを病院自体の中で検討いただければというふうに思います。

児童の虐待や、高齢化虐待、障害者虐待含めて、それをきちんとアセスメントといいますか、事前に情報をきちんと取りながら、裏付けといいますか、根拠をきちんとさせていただいたということをししないと、やはり難しい部分もあるでしょうから。医療機関には、関係スタッフの力を存分に発揮いただければというのが希望です。そのためのこの手引きですので、そこら辺も合わせてやはり全てのスタッフの方にも御理解いただきたい、関係機関も含めて周知するというをお願いしたいと思えます。

この手引きに関していかがでしたか、その他。

先ほどのソーシャルワーカーの支援というお話があったの、私言い忘れてたんですが、あえてあそこのところ空欄にしているなど、私はわざと思って。私はソーシャルワーカーなのでお話をしますが、ソーシャルワークというのは保健、医療、福祉、教育、司法、労働全ての人たちの生活に関わる場面での、支援というものが関わってきますので、それらを網羅した中でのやはりそれぞれの立ち位置の中で支援をすると同時に連携しながら、一緒に取り組むのが基本ですので、その面でもやはり全体的な捉え方というようにして、支援をしていくということを含めて考えていった方がいいのかなと思います。

そういう意味では今回の手引きの中にも色々関係機関がございますので、それらを有効に利用していただくというのも1つの考え方というふうに思っております。

その他いかがでしょうか。先ほど言いましたように、公的な病院といいますか、自治体病

院で本手引きを使って徹底した形で運営をしていただきたいというふうには思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

その他いかがでしょうか。この手引きは配布先をちょっともう一度確認をしたいと思ひますが、どちらの方にお伺ひすれば、よろしいでしょうか。

(事務局)

はい、市町村と医療機関を考えておりましたけども、先ほど委員の皆様からも御意見を頂戴しましたので、例えば看護協会ですとか、保健師協議会ですとか、そういった各種職能団体にも周知を依頼していきたいと思っております。以上です。

(船木議長)

ありがとうございます。

そういう面では、いわゆる専門職の方々にも、お願ひしたいと思ひます。今言った看護協会は看護、保健師というところ、それから私の知るところで社会福祉士会とか、精神保健福祉協会とか、そういう関係団体があります。医療機関の中でも作業療法士会、理学療法士会などの団体がございますので、そういった団体のところを知っていただくと、いうことで手配を検討いただきたいというふうには思ひます。

その他いかがでしょうか。富山委員お願ひします。

(富山委員)

今、医療機関におけるDV被害者の対応の流れの部分で、色々御意見いただきまして、たしかに問診に精神的暴力を入れていただければと思ひます。そうすると例えば精神科に相談したときに、不眠だとか、そこは精神科に行くってことは相当な何かなんですね。ですからそれを入れていただくと多分、精神科の先生ももちろんすぐわかる方多いですけれども、こういうものがあって、こういうところに連絡できますよというのがあれば、非常にそのハードルが下がると思ひますので、ぜひ手引きに入れてください。

そして、おそらくこれから、こういう患者さんは内科・外科系に行くほかに、小児科でも何か見つかることもあるかもしれない。あと産婦人科ですね、精神科と。そういう医師会の先生たちと連携をとっていきたいと思ひます。

これだとたしかに、外科系とか救急外来だけでちょっと関係ないかなって思ひ人が出てくるかもしれないので、佐藤委員や議長がおっしゃったように、精神的暴力、そういうものを文言に入れていただければと思ひます。

(船木議長)

ありがとうございます。

今、富山委員からお話があったように、まずその全体的なDVということの理解の前提

でお願いしたいということと、今はもう1つ、やはり多職種連携や他機関連携というのが非常に課題としてございますし、そういう面ではDVに関しても多職種連携や他機関連携っていうことももしよろしければ話し合う機会とか、実際の検討をする機会とかっていうのも、していただいてもよろしいのかなと。

多職種連携や他機関連携に関しては、日本医師会を含めてDVDを作ったり、それからそういうふうな関係での強化、ちなみに多職種連携、他機関連携っていうのは今医療系、福祉系、看護系では学ぶ指定科目といたしますか、そういう科目にもなっております。やはり実践していくための研修も必要かというふうに思いますので、もしよろしければ今後の暴力被害でも連携ということについて、今後、研修等が必要かというふうに思ったところです。

あと、その他いかがでしょうか。

実際にこのやっている通報が、警察とかにいくわけですが、当然今までも色んな相談機関から、本人に関する報告がきて、警察の方が支援センターに連れて行っていただけという状況ですが、もし何かこの通報に関しての意見を、佐々木委員の方から何かありましたら、いかがでしょうか。

(佐々木委員)

特にないですけども、お医者様の方から通報とかっていうのは確かにありますし、その前段階で例えば救急車を呼んだとき、これは外傷だけの話になってしまいますが、救急車呼んでいるけども本人は「転んだ」という。転んだということでは呼ばれているんですけども、消防の方から見れば「あれ、これ転んでできたケガじゃないな」という場合とかは、消防から直接警察の方に通報があったりして、それで現場に行くと。病院に行って、治療の合間を目一杯利用させていただいて、それで本人から確認するっていう場合があります。

資料に書いていませんけれども、やっぱり本人の同意がないと通報もできないというもどかしい部分もあるんですけども、救急車を呼ぶくらいのケガだと結構大きい事案になってしまいますので、そういう場合は出遅れてしまうと対応が後手後手に回ってしまって、あまり良い結果が出なくなるという部分もありますので、そこは経験値とかも出てくるんでしょうけども、そういう場合は医療機関だけで対応するなど無理しないでいただけると、警察は現場には駆けつけられるのかなということになります。以上です。

(船木議長)

ありがとうございます。今お聞きして1つはこの手引き自体を、警察や消防、救急で御理解いただいている方が、より正確な対応ができると思いますので、そこの辺もまたお願いをしたいというふうに思います。

昨年、実は青森県から調査で行われた、いわゆる自殺等をされた方の救急搬送の状況調査をさせていただいたことがあります。救急車を呼んだとしても救急車に乗らない、拒否をするというのが女性が多いようです。男性は残念ながら自殺企図をした場合にやはり亡く

なる率が高くて、ですが女性の場合は亡くなる率が低いんですけども、救急車を呼んだとしても救急車に乗らないという拒否をするという比率が非常に高いというような、傾向として出されました。

やはり、世間体や周りの方の救助、そういうものに関して否定をしてしまう中では、救急車に乗らなかったり病院に行かなかったり、ということの数字かと思いますが、詳細も今後また検討していくんですが。これは、明らかに女性の対応というのがそういう形でのものが色々検討される必要があるんだろうと。このDVに関しては特にやはり医療機関に受診する場合でも否定的であったり、それから通報に関しても否定的であったりという中では、本人に理解をしてもらったりということ、いわゆる説得というよりも本人に理解をしてDVに対してどのように対処していくのかということ、きちんとして教育や理解をするという手段をここには持ち合わせないといけないだろうと思いますので、そういう面では先ほど言ったような多職種連携や他機関連携を含めながら、いわゆる研修等の方も必要だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

その他いかがでしょうか。

(佐藤委員)

はい。

(船木議長)

佐藤委員。

(佐藤委員)

その他というよりも、今御発言があったことに関連するんですけど、やはりDVっていうのは、DVとあと、それ以外の困難も含めてですけれども、とても広範囲にわたっていますので、実際そういう状況にある当事者の方が、どこで誰と出会ってどう繋がるかっていうことは、本当にその方の今だと運次第になるところがあると思うんですね。

でも、先ほど船木先生がおっしゃってくださいましたように、その方が抱えている問題を何とかしたい、どうにもならないと思って、どこかに行ったときにそこから繋がるっていうことが大事だと思いますので、多職種連携の必要性っていうのは本当に高まっていると思います。

ですから、私ども、この会議は、全体的な大きな会議だと思いますが、それを踏まえたうえで多職種のDVとか困難を抱えた女性に対する理解を深めるための研修会ですとか、講演会っていうのをぜひ開催していただきたいなと思います。今、女性相談支援センターの主催で実務者会議を開いていただいていますけども、あれもとても有意義なんですね。関係機関、DVに関してですけども、関係機関の方たちが顔合わせて1つの問題について考えるっていう、非常に貴重な機会になっていると思います。それをもう少し広い範囲に、さっきお

っしやいましたソーシャルワークに繋がるような形にさせていただく、そういうものをぜひこどもみらい課で検討していただければと思います。よろしくお願いします。

(船木議長)

ありがとうございます。予算も伴うことですので、なかなか大変かとは思いますが、国からの事業ということを含めて、理屈をつけて予算が成り立つのであれば今年度、もし無理であれば来年度には実施できるような形での御検討にはなるかと思いますが。

ただこの問題は、やはり毎日のようにDVが起こっているものに対する対処の課題ですので、できるならば今年度にそれをやる形も含めてお願いをしたいというふうに思います。

それと合わせて先ほどいわゆる手引きの配布やリーフレット等の配布に関しても、先ほど言った関係機関等含めたものも合わせて、どの範囲にするか。ある意味では全てということにはなるかと思いますが。DVは、関連する所は皆さんが生活しているところ全てですし、もしかしたら会社ということも1つの課題としても持っている課題ではあるかもしれません。

もう1つは、DVそのものが加害者がどういう人かっていうことは、特定することはできないものです。当然、様々な職種の人でも、家庭ではDVはありえることですので、そういう概念の中で「あの人は絶対にDVはしていない」という、否定的な社会での価値観をきちんと0にしていかなければ、DVの認識できないんじゃないかと思いますが、そこを含めて先ほどの手引きやリーフレット等の配布、まずはそれをやれば、そういうことも話して御検討いただくことにはなるかもしれません。

その他いかがでしょうか。この手引き等、もしくは今までの会議の中身の中で御意見がありましたらお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、これらの意見を踏まえて、事務局で検討いただいて、さらに改正の作業を進めていただければと思います。

ではもう1つ、今、情報提供の件での、私の御意見を報告させていただきますが、「国と連携した広報啓発事業」についてというのがございます。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

差し替えとして配りました参考資料1を御覧ください。

今年度、厚生労働省で困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築事業というものがありまして、その中で広報啓発モデル事業というものがございます。その事業とは、我々県や市町村、つまり自治体に対して、困難な問題を抱える女性のうち、自身の悩みを悩みとして自覚していない層ですとか、自覚はしているんだけど相談や支援の必要性を認識していない層をターゲットとして、カードを作成、設置して、その広報啓発物の設置場所の効果検証を行うという事業を、国で実施したところです。この事業に対して、

青森県の方で応募したところ採択をされましたので、国と連携しながら進めていくことを御報告させていただきます。

内容としましては、右のとおりにカードを作成したところです。女性相談支援センターの協力もいただきながら、センターの電話番号と国のダイヤルを記載しまして、そして左側の方には女性相談支援センターで多い相談内容を書いております。暴力に悩んでいるですとか、気持ちが沈んでいる、つらい、特に精神的な御相談も多いですので、そういった項目を載せております。このカードを困難な問題を抱える女性が訪問しやすいであろう場所に設置します。具体的にはインターネットカフェや様々な年齢層が集まるショッピングモール、それからファストフード等のトイレに設置をしまして、実際どれくらいそのカードがなくなるかとか、そのカードの残を確認しつつ、女性相談支援センターや国の窓口の方で件数が増加するののかというのを、確認して検証するというような事業を実施することとなっております。こちらについては、効果検証をした後に、また本会議で御報告させていただきたいと思っております。

以上です。

(船木議長)

はい、ありがとうございます。採択をされたということですので、大変な事業ですが、いわゆる効果検証をするということですが、このためにも皆さんの御協力が必要かと思えます。もしこの件に関しては御質問いかがでしょうか。

(佐藤委員)

すみません。

(船木議長)

はい、佐藤委員。

(佐藤委員)

もう場所は想定しているんですか、全部ここに。

(事務局)

はい。こちら国の受託事業者と協議をしまして、場所をおおまかに設定しております。具体的にはラビナとか、サンロード青森さん、インターネットカフェ、それから牛井吉野家さんでしょうか。営業時間が長く、夜も訪れるようなファストフードというところで検討しております。

(佐藤委員)

レディースクリニックなんかはどうでしょう。レディースクリニックって女性の専門外来というところも、さっきの話なんですけど行く目的は様々かもしれませんが、やはり何か問題がある可能性があると思いますので、もう少し広げてもいいのかなと思いますけど。

(船木議長)

先生、これきっと国の委託で、国の事業受託者が決めてしまうのだと思います。これは私も先生と同じ意見なんですよ。これやるのであれば皆知ってもらう1つの手法、手段なのだと思います。

(佐藤委員)

それはわかります。

(船木議長)

第1弾ってということで、御理解いただくしかないかな。ちょっと歯がゆいんですが。

それと、この事業の予算って使えないのかっていうのも1つ言えるんですね。プラットフォームということであれば、先ほど言ったような多職種連携なんかも含めたものとして、基地を作っていくっていうのは、やはりプラットフォームを作っていくっていうのは相談窓口としてのあり方としてそうだと思うんですが。これは国できっとある程度範囲を決めているということですよ。とりあえず今の意見も含めて、また参考にさせていただければと思います。

その他いかがでしょうか。八戸市お願いします。

(寺沢さん)

設置場所でしたけれども、これは青森市内に限られるってことでしたでしょうか。

(事務局)

はい、ありがとうございます。今回、女性相談支援センターの窓口だけを掲載するという事で、青森市内に限定したいということで国からも意見がありましたので、青森市内限定になります。

(中田委員)

すみません、単年度事業ですか。今年だけの単年度。

(事務局)

はい、単年度です。

(船木議長)

ということなので、自治体に関しては自治体でやっていただきたいかと思いますので。

(佐藤委員)

でも候補があればやるかもしれませんよね、続けて。

(事務局)

そうです、国としてはこれを何か所かの自治体でやってみて、どういう場所におけばいいのかとか、どういうカードが良いのかっていうことを検証して、全国に展開するという方針だそうです。

(船木議長)

国と受託事業者を信用させていただいて、お願いをしたいというふうに思います。

その他いかがでしょうか。全体をとおして皆様からの御意見がありましたら。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事を終了させていただきます。

各委員の所属等を含めた中でのことにも、この会議の内容と合わせて、広報活動等を含めた御連絡が今後あるかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。今日の進行、皆様の御協力いただきましてありがとうございました。

それでは事務局にお返しします。

(司会)

船木議長、どうもありがとうございました。それでは以上をもちまして本日の会議を終了いたします。皆様ありがとうございました。

(議事終了)